

第十九回国参議院外務委員会會議録第八号

昭和二十九年三月十五日(月曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 團 伊能君
曾 益君

委員

古池 信三君
西郷吉之助君
杉原 荒大君
梶原 茂嘉君
羽生 三三君
加藤シヅエ君
鶴見 祐輔君

政府委員

外務政務次官 小瀬 彬君
外務大臣官房長 松井 明君
事務局側 常任委員 神田襄太郎君
会専門員

本日の會議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件 (内閣提出、衆議院送付)

(内閣提出、衆議院送付)

○第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際連合總會の定めた条件を受諾して國際司法裁判所規程の當事国となることについて承認を求めるの件 (内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の國際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件 (内閣送付)

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務委員会を開きます。議事に入る前に十分における委員長及び理事の打合せの結果について御報告いたします。お手元にお配りいたしましたMSA関係四件に関する審議の日程表を御覧願います。この表にありまします通りに、衆議院では三月二十四日に討論採決、二十五日に本會議上程という予定になつております。そこで理事打合せでそういう事実と睨み合せまして、参議院の外務委員会としては二十三日に政府から提案理由の説明を求めるところにいたしました。そして二十四日、二十五日の間は大臣たちが衆議院のほうにとられることを予想いたしましたのでその両日を公聴会に充てたわけでございます。そして本格的に審議を始めますのは三月二十六日に總理に対する総括質疑から入りまして、そして二十七、二十九、三十、三十一日、この四日間を総括質疑に充てることにいたしました。そして四月の一日に連合委員会を開き、二日、三日とこの二日間を逐条審議に充てまして、そして五日、月曜日に委員会の討論採決、六日本會議

上程、こういう日程に一応とりきめたわけでございます。なおその表の備考にありましますように、総括質疑は一名一時間、但し委員長及び自由党四名相当分を除く、こういうことにして時間を練つてみたのでございますが、この総括質疑に四日を要する勘定になりまして正確に申し上げますと三日半でございます。それから總理に対する質疑は一名三十分といたします。但し委員長及び自由党六名相当分を除くということにいたしまして、そうして一日でこれを仕上げたいというようにいたしております。公聴会につきましては憲法二名、國際法二名、經濟産業界二名、軍事技術専門家二名、こういうことにいたしました。十六日の火曜日までに各党から推薦者を出して頂くということに申合せました。備考(II)は衆議院における模様でございます。こういうことに一応とりきめておりますので、本會議上程は四月の六日になりました。

ところでこれは外務政務次官からお話があるかと存じますけれども、政府のほうではできるだけこれを早くあげて頂きたいということをお願いしております。これは、だん／＼理由を聞いてみますると、早ければ早いほど日本側に得だということがわかつたのであります。積立金はこれを四月から始めまして四、五、六三カ月のうちにアメリカに

あります。六月の末日以降に繰越して使用できない。その法律改正ということになりましますとこの秋になつてしまふということでありまします。併して四千万ドル相当額の金というは何十億になりますか、たしか百四十四億であります。それを三カ月に割当ててみますと、一日約二億四千万円使わなければならないということになります。平均二億四千万の金を使わなければならない。それは四月の一日から始めて勘定して三カ月間のうちに使うものとして、一日平均二億四千万円ということになります。一日延びると二億四千万円をすまるといふことになる。従つて若し六日までかかると十二億四千万円使われないといふことに勘定としてはなるのであります。それが故に、政府のほうといたしましてもなるべく早く練合せがやれるならやつて行きたい。こういうふうなことを下田条約局長から特に説明を求めました結果そういう事実がわかつて来たようなわけでありまします。つきましてはこの日曜我々のほうは二日休むことにいたしました。これは、これは皆さん方と御協議によつてきますることでありまします。いかがでございますか。この日程通りに参りましようか。若しくは日曜もつめてやるということになれば二日早く終るといふことになつて、皆さん方のこれは御協議によつてきましたいと思います。

○羽生三三君 早ければ早いほど日本側に得たというのは政府の解釈であり

まして、私たちは基本的にこういう協定は結ばないほうがいいという立場に立つておるのですからもう全く見解を異にする。従つて委員会が公正な運営をされることを希望するわけでありまします。それが、それと共に一体本會議の質疑等が済んで本委員会に付託になるのはいつのことかわからない。それから衆議院のことも聞きましたが、これは一応の予定であつてまだ確定的なものではないということになつておりますので、委員会に正規に付託になつた場合に極力努力して行くことは一向差支えありませんが、あらかじめこの申合せ事項にしばられるということは、今の本會議からこちらへ付託になる日程の関係上、衆議院等との睨み合せから見ていささか不確定でありますので、それらのものが確定されてから御協議頂いたほうが筋ではないか。こう思うわけであります。

○團伊能君 衆議院の通過の日にち等は只今御説明がありましたように確定的とはつきりとは申されませんが、衆議院におきましての審議の模様もあらかじめ只今ここに來ておられるような予定で進んでおりますので、これは予定といたしまして考えなければ全然將來の審議の計画を決定することでもできませんので、これを予定としておやりになつていいと思つております。この予定は予定といたして一応この過程で進むということがやはりいいのではないかと存じます。只今羽生委員の御説明もございましたが、この問題自

第五部 外務委員会會議録第八号

昭和二十九年三月十五日【参議院】

身に対するお立場というものはおののありましようが、それと審議とは又別個の問題と思ひますので、まあこの原案通りお進め頂いてはいかかと思ひます。

○委員長(佐藤尚武君) はいかがでございます。一庶衆議院がこの日程通りに進行するものとして、当委員会においてもこの日程によつて進行する予定として一応御採択を願う。こういうことにお願ひいたしました。そして、そうして衆議院における議事の進行ぶり乃至は参議院における本会議の模様によつて又改めて御相談申上げる、狂いがあれば又御相談申上げる、こういうこととそれではお願ひいたします。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) では日程に入りまして先ず、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。御質疑のあるかたは御発言をお願ひいたします。……別に御発言もないようでありますから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを頂きます。

○羽生三七君 私はこの日本国とインドネシア共和国との沈没船舶引揚に関する協定については賛成であります。ただ政府に希望を求めるとは、これは本協定はあくまで中間的なものでありますので、賠償問題の根本をなす協定を速かに確立し、又同時にまだ国交はインドネシアとは開始されておられません

ので、インドネシアと日本国との国交回復について速かなる対策をも合せて考えられんことを希望いたしました。本協定の承認を求める件に賛成いたします。

○國伊能君 本協定の成立は、只今まだ国交も回復せず、その国交の回復しない理由といたしまして賠償問題が一番そこに横たわつてゐる重要な問題となつておりますが、少くとも両国政府におきましてこの沈没船舶引揚問題に関する協定が成立いたし、将来において賠償問題の解決をいたし、次いで国交が回復するという方向に進んでおりますことは、私どもとして非常に喜ばしいことでありまして本協定に賛成いたします。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございませんか。……ほかに御意見もないようでありますから討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終結したものと認めます。これより採決に入ります。本件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは前例の通り委員長に御一任を願ひます。

それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することにまつておりますから、本案を可としたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

- 西郷吉之助 鶴見 祐輔
- 加藤シヅエ 曾根 益
- 杉原 荒太 團 伊能
- 羽生 三七

○委員長(佐藤尚武君) 次に、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。御質疑のあるかたは御発言をお願ひいたします。……別に御発言もないようでありますから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。ではこれより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御発言はございませんか。別に御発言もないようでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。本件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは前例により委員長に御一任を願ひます。

本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することにまつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名をお願ひいたします。

- 多数意見者署名
- 西郷吉之助 梶原 茂嘉
- 鶴見 祐輔 曾根 益
- 杉原 荒太 團 伊能
- 羽生 三七 加藤シヅエ

○委員長(佐藤尚武君) 次に、外務省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は御発言を願ひます。

○加藤シヅエ君 名譽領事を任命いたしますときは、任期はどういうふうになるのをごさいますか。

○政府委員(小瀧彬君) 任期は別段設けておりません。その土地の名譽家、又日本に対して好意を持つてゐるかたを考慮いたしまして任命いたしますが、その後特によくない問題でもありましたら罷免するというような措置もとらなければならぬのであります。

○加藤シヅエ君 そういたしますと、その任命されたかたは、やはり俸給をもらうわけでございますか。

○政府委員(小瀧彬君) まあ名譽領事は名前の示すごとく名譽職の意味も持つておりまして、俸給は日本では出さないことになつております。但し何か

あつせんをしてもらうと仕事を取扱つてもらひまして費用を要したような場合には、それを埋合せをするというふうな意味で謝礼金のようなものを出すことになつておりますので、本年度は三百数十万円をそのほうへ見積つておりますが、月給というふうな意味では差上げないことになつております。

○加藤シヅエ君 任期というものは別に定まつておりませんと、そのかたが特別の支障のない限り終生お願ひをしておくと、こういうことになつておるのをごさいますか。

○政府委員(小瀧彬君) これまでの例を見ますと、非常に高齢になりました場合とか、或いは特別な事情があるときには向うから辞任を申出て来るということになつておりますが、場合にによりまして罷免するということは面白くない。併しそれかといつて続けてやつてもらうには支障があるという場合は、こちらのほうで解約するために向うといふような手続をして解任するというような場合もございます。

それからついでに申しますと、こういう非常に親目家というふうなかたは、是非子供を任命してもらえないだろつかといふような申出もある場合もございまして、そういう場合もよく事情を調べて差支えない場合は子供の任命を認めるというふうな場合もある次第でございます。

○加藤シヅエ君 名譽領事が親目家といふようなことで御推薦なさる場合には、今のような戦争前と戦争後というふうな日本の国情が非常に違つてゐるような場合には、この推薦するときの

標準というようなのは非常にむずかしいかと思うのでございませうけれども、それはどういふふうにして考えていらつしやるのでございませうか。

○政府委員(小瀧彬君) 現にいろ／＼申出がございませうが、日本と外交関係のあります国は大使もおりますので、いろ／＼すて大使館から申出がございませう。直接申出おる者もございませうが、この大使を通じて言つて来たのに対し、外務省では外務人事審議会というものを御審議を願つて、そうして在外公館の推薦の選考もいたして取捨選択をしております。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はありますか。……御発言ないようでありませうが、質疑を終了したものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めませう。

ようなものを往々にして私は見るのでございませう。これは非常に遺憾なこととして新しい憲法の下日本であるという、これを代表するといふような建前をもう少しよく再認識して頂いての在外公館の活動というものを御期待申上げた。この希望を一言添えさせて頂いて賛成いたします。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございませうか。

別に御発言もないようでありませうから討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。それではこれより採決に入ります。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

鶴見 祐輔 梶原 茂嘉 西郷吉之助

○委員長(佐藤尚武君) 次に、国際連合總會の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めの件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言を願ひます。……別に御発言もないようでありますから、本件については、本日いかでございませうか質疑を終了して採決まで取進んで差支えありませんか。別段の質疑もないようでありますからお尋ねするわけですが、御異議ございませうか。

○委員長(佐藤尚武君) それでは質疑は終了したものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしていただきますが……

は一つは合理的だといふふうにかんがえられるわけだ。けれどもさういふ一た種の公式的な考え方でなくて現実的に具體的に問題を仲裁裁判に付するとか国際裁判に付するといふことは、非常な慎重を要することだと思ひます。余りそれを公式のほうに則り過ぎて行くやうなことがあつたら私非常に危険があらせんかと思つてゐる。今私は具體的問題に關連せしめて御質問をなさると答へにくいと思ひますけれども、その辺のところを外務省のほうでいろ／＼な問題を仲裁裁判とか或いは国際司法裁判、それをするに於いての利害得失、それを實際的な見地から一體裁判は誰がするのだといふこと、今までの日本が現実になつたに成つた苦い経験といふものがあるのを、これを私は仲裁裁判の現実の問題として、それを付すべきかどうかといふことについては非常に慎重に慎重を期さなければならぬと思つてゐる。さういふ点について何かいろ／＼な問題を普通の外交手段で解決できない場合においては、問題によつては仲裁裁判に持つて行くんだといふやうなことを一般的な方針としてとるといふことは、私はそこに非常に考えなければならぬ点があると思つてゐるが、その点を外務省はどうか考へて仲裁裁判、国際裁判といふものに対する処理をお考へになつておられますか。

○政府委員(小瀧彬君) お説誠に御尤であります。勿論外交交渉によつてできるだけ解決するようにしなければならぬし、又そのあとにおきましてすべてを国際司法裁判にかけようとするものではなく、条約の中に国際司法裁判と謳つてあるものもありませんか。

○委員長(佐藤尚武君) 重ねてお諮りいたしますが、ほかに御発言ない模様でありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

れども、さうでなくて三人委員会によるとかいろ／＼この仲裁の方式をきめたものもあることは、杉原君自身御承知の通りであります。ただ今回の場合につきましては、具體的には長い間交渉もいたしましたアララフ海の真珠貝採取業に關しまして、臺灣側との大體の話も進行いたしまして、双方がこれに付記するといふことで話合がついたといふことは、実は今度の特に出発した方式をあらゆる問題に適用しようといふのではなくして、今度の事件が特にさうした司法裁判所に付託するのに適した性質のものであり、又これまでの経過に鑑み、この措置をとらうといふことになつたわけでありまして、今後この司法裁判所に参加したからといつて、すぐ国際司法裁判所のほうへこの問題を持つて行くといふやうな考へではなくして、付託するにつきましては十分慎重に考慮をいたしたいといふふうにかんがへてゐる次第であります。

○委員長(佐藤尚武君) 重ねてお諮りいたしますが、ほかに御発言ない模様でありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めませう。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり）
○委員長（佐藤尚武君） それでは討論は終了したものと認めます。

これより採決に入ります。本件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤尚武君） 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 西郷吉之助 梶原 茂嘉
- 古池 信三 加藤シヅエ
- 曾根 益 杉原 荒太
- 團 伊能 羽生 三七

○委員長（佐藤尚武君） 次に日程の最後の案件であります、日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言を願います。……御質疑がない模様であります。……本日はこの程度で質疑を打切ることになりましたと思ひますが、〔異議なし〕と呼ぶ者あり）まだ予備審査の議題でありますので、次回再び本件に関し

まして質疑に入つて頂くことにいたします。

それでは今回は定例通り本曜日に開きたいと思ひますが、万一MSA関係の問題がそのときまでに本会議に上程されないというふうな非常な事態でも起きましたならば又御相談をしなければならぬと思ひます。同時に本会議にこれらの案件が上程されてからこの次のこの委員会を開いたほうがいろいろの問題について御相談をいたすのに都合がよいかと思ひますので、万

一木会議の日程が狂ひまして、この本曜日の委員会に間に合わないというふうなことがありましたならば、或いは金曜日と振替えて頂くというふうなこともお願いしなければならぬかと思ひますが、あらかじめそれをお含みおき下さいます。今日は一応次回の会議を本曜日にするということにきめておいて頂きたいと思ひます。〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

以上申し上げました通りに或いは金曜日に変わるといふことがないとも限りませんから、あらかじめお含みおきを願ひまして本日はこれで外務委員会を散会いたします。

午後二時三十三分散会

三月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十七日）

三月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、海外抑留同胞引揚促進に関する請願（第一六三四号）

一、海外抑留同胞引揚等に関する陳情（第四六〇号）

第一六三四号 昭和二十九年二月二十五日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願 請願者 東京都千代田区神田二ノ二東方学生会ビル内 島立広次

紹介議員 高良 とみ君

引揚問題の全面的解決を図るため独立国としての当然の責任において抑留当事国に対し具体的引揚交渉を実施されるときも一方的に打ち切られた中共からの引揚再開のため当面の措置として中国紅十字会代表の招請、（三）調査究明業務の強化及びこれに伴う必要経費の確保、（四）政府の一方的推定に基づく死亡処理の中止撤回、（五）南方各地区及び南朝鮮等における残留者の調査、引揚推進等抜本的努力を払われたとの請願。

第四六〇号 昭和二十九年二月二十

五日受理 海外抑留同胞引揚等に関する陳情 陳情者 東京都議会議長 佐々木 恒司

終戦後九年に及ばんとしている今日、いままお異郷に抑留せられ、あるいは戦争受刑者としてれいごに呻吟する同胞があり留守家族の不安動搖も深刻であることは、日本国民として一日も忍ぶことができず、人道からもまことに遺憾のきわみであるから、政府ならびに国会におかれては、さらに関係各国に対する折衝を密にし、その理解と同情に訴へ、すみやかに抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放の実現方について特段の努力を傾注せられる

とともに留守家族の援護についても十全の措置を講ぜられたいとの陳情。